

## 磐田市物品製造等見積参加（提出）登録要領

### （目的）

第1条 この要領は、市が発注する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項及び磐田市契約規則（平成17年磐田市規則第32号。以下「規則」という。）に掲げる随意契約対象金額となる物品の製造、購入、修繕、売払い、業務委託（建設関連業務を除く。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）又は役務の提供（以下「物品製造等」という。）について、規則第4条及び第5条に掲げる入札参加資格に準じて、見積参加又は見積提出（以下「物品製造等見積参加（提出）」といふ。）を希望する事業者の資格審査を実施することにより、適正な物品製造等の発注を推進することを目的とする。

### （物品製造等の対象）

第2条 物品製造等の対象は、見積の金額が別表に掲げる金額以下で、その内容が轻易かつ履行の確保が容易であると認められるものとする。

### （登録申請）

第3条 物品製造等見積提出参加（提出）登録を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、物品製造等見積参加（提出）する者の登録をしなければならない。

- (1) 物品製造等見積参加（提出）登録申請書（様式第1号）
- (2) 物品製造等指名（選定）業種 細目一覧表（様式第2号）
- (3) 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては代表者の身分証明書
- (4) 市内の事業者にあっては市税の完納証明書、市外の事業者にあっては納税証明書
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

### （登録の審査）

第4条 市長は、前条に規定する登録申請があった場合、速やかに審査を行うものとする。

2 物品製造等見積参加（提出）登録にかかる資格審査は、法令の定めによる許

可等を要するものを除き、許可の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目を審査しないものとする。

3 前項の審査の結果、登録を認める場合は物品製造等見積参加（提出）登録名簿（様式第4号。以下「名簿」という。）に登載するものとする。

4 市長は、業者選定に際して、名簿に登載されている者に見積参加又は見積提出の機会を与えるように努めるものとする。ただし、その業者選定に際しては、市内に主たる営業所（本店又は本社）を有する者から選定するように努めるものとする。

（登録の有効期間）

第5条 物品製造等見積参加（提出）登録の有効期間は、定期受付年（西暦奇数年）の4月から2年間とする。ただし、前段の追加受付の場合は、その受付日から定期受付の有効期間の満了日とする。

（登録の除外）

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、物品製造等見積参加（提出）登録をすることができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 物品製造等の入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 登録しようとする月から前2年間の営業の事実がない者
- (4) 税を完納していない者
- (5) その他市長が適当でないと認める者

（変更等の届出）

第7条 物品製造等見積参加（提出）登録申請書の提出後に、申請内容を変更又は事業を廃止した者については、物品製造等見積参加（提出）登録変更・廃止届（様式第5号）を速やかに市長に届出なければならない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月27日から施行する。

ただし、見積参加（提出）は、平成23年4月1日から運用するものとする。

附 則

この要領は、平成25年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別表

契約の種類	金額
1 製造の請負（印刷など）	200万円
2 財産の買入れ（物品の販売）	150万円
3 物件の借入れ（リースなど）	80万円
4 財産の売払い（不用品回収）	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各項に掲げるもの以外のもの (役務の提供、業務委託)	100万円

様式第1号

業者番号

## 物品製造等見積参加（提出）登録申請書

磐田市長 宛

年 月 日

住所又は所在地	〒
ふりがな	
商号又は名称	
ふりがな	
代表者職・氏名	
電話番号	
FAX番号	

貴市が発注する物品製造等見積参加（提出）について、次により登録を申請します。

### 1. 事業所の概要

資本金	千円
従業員数	名
営業年数	年

※個人で営業されている方について、「資本金」欄への記載は不要です。

### 2. 登録希望業種

番号	業種	コード	細目

※上記表に収まらない場合は、別紙「物品製造等指名（選定）業種 細目一覧表」に記載し添付願います。

※希望する業種について、営業行為を行うにあたり必要な許可・登録などあれば、その証する書面の写しを添付願います。（例：揮発油業登録、消防設備点検資格、警備業認定など）

## 様式第2号

### 物品・製造・役務の提供等 業種分類 細目一覧表

参加を希望する業種及び細目の各項目に○をつけてください。

業種	細目		
1木工家具類	1一般家具 4図書館家具 10保守管理	2学校用家具 5その他	3ホール等家具
2印判類	1一般印判・印章	2特殊印判	3その他
3文房具	1文房具	2その他	
4紙類	1一般紙類 4その他	2ダンボール類	3包装類
5事務機器類	1一般事務機器 4情報関連消耗品 7その他 12オペレーション	2印刷機器 5記録メディア 10保守管理 11修理	3情報機器 6選挙機器 11修理
6青写真焼付製本	1青写真	2マイクロフィルム	3製本
7衣料・洋品雑貨	1各種制服 4洋品雑貨	2一般衣料 5その他	3装身具・ボタン類
8寝具類	1一般寝具 11修理	2その他	10保守管理
9履物・ヘルメット類	1履物類	2ヘルメット類	
10鞄類	1カバン類		
11布・幕類	1布類 4シート類 10保守管理	2幕・旗類 5特殊幕 11修理	3テント類 6その他
12表彰具・装飾類	1表彰具類 10保守管理	2装飾類 11修理	3その他 12名入れ
13音楽器具類	1音楽器具類 11修理	2音楽用消耗品 12ピアノ調律	10保守管理
14運動用具類	1運動用具 4運動器具	2運動着等 5遊具	3武道用品 10保守管理
15教材	1保育用教材 4その他	2学校用教材 10保守管理	3教育用機械器具 11修理
16印刷	1一般印刷 10デザイン等	2フォーム印刷	3特殊印刷
17図書・新聞類	1図書類 4学校図書 10広告等 13出版	2法規類 5新聞類 11新聞折込	3図書カード 6その他 12図書修理
18印紙・切手類	1印紙類	2切手類	3商品券等

業種	細目		
19動物	1動物		
20飼料	1飼料		
21飲食料品	1飲料	2給食用材料	3食料品
	4弁当類	5地場産品	6その他
22車両・運搬機器類	1一般車両類	2消防車両類	3建設車両類
	4農業用車両類	5清掃車両類	6原動機付自転車
	7自転車類	8自動車用機器類	9自転車機器類
	10その他		
23船・ボート類	1船・ボート類		
24輸送・運搬機器修繕	10保守管理	11修理	12各種点検
25時計・眼鏡・貴金属類	1時計類	2特殊時計	3眼鏡類
	4貴金属類	10保守管理	11修理
26厨房機器類	1厨房機器類	2給食用機材	10保守管理
	11修理		
27機械器具類	1工業用機器	2建設用機器	3空調機器
	4給排水衛生機器	5冷凍冷蔵機器	6洗濯機械機器
	7木造加工機器	8自動販売機	9ガス・石油機器
	10包装・荷造機器	11その他	10保守管理
	11修理		
28清掃機器類	1清掃機器類	10保守管理	11修理
29消防防災機器類	1消防機器類	2消防衣料	3防災機器類
	10保守管理	11修理	
30電気・音響通信機器類	1一般家電類	2大型家電類	3通信機器類
	4音響機器類	5舞台用機器類	6その他
	10保守管理	11修理	
31写真・光学機器類	1写真機器類	2光学機器(家庭用)	3映像機器類
	4その他		
	10保守管理	11修理	12現像・撮影等
32環境保全機器類	1環境測定機器	2環境保全機器	10環境アセス業務
	11環境証明(大気)	12環境証明(水質)	13環境証明(土壤)
	14環境証明(騒音)	15環境証明(作業)	16環境証明(ダイオキシン)
	17その他環境業務		
33試験検査計測(量)機器類	1試験機器類	2検査機器類	3計測機器類
	4分析用機器類	5測量機器類	6理化学機器類
	7その他	10保守管理	11修理
34医療・保健衛生機器類	1医療機器類	2介護機器類	3医療用家具
	4医療用寝具	5医療用衣料	6保健衛生機器類
	7その他	10保守管理	11修理

業種	細目		
35医薬品	1医療用医薬品 4衛生品	2一般用医薬品 5その他	3劇薬
36工業薬品・試薬	1工業薬品・試薬	2各種消毒剤	3その他
37農業・肥料	1農業機器・用品 4その他	2農業用消毒剤 10保守管理	3肥料 11修理
38植木(造園)	1植木等	2その他	
39園芸・生花	1園芸用品 10草花管理	2生花	3その他
40看板・表示板類	1看板類 10設置撤去	2表示板類 11デザイン等	3その他
41教養娯楽用品類	1教養娯楽用品	2人形制作	
42日用品雑貨	1各種日用雑貨	2各種日用工具	3その他
43美術工芸品	1美術品 10保守管理	2舞台用道具 11美術品等運送	3工芸品 12修理
44古文書・考古品	1古文書 11修理	2考古品	10保守管理
45標本類	1標本類 11修理	2その他	10保守管理
46古楽器類	1古楽器類	10保守管理	11修理
47上下水道機器材	1上水道機材	2下水道機材	
48石油類	1ガソリン等	2薪等	3その他
49ガス類	1ガス		
50生コンクリート	1生コンクリート		
51コンクリート二次製品	1二次製品		
52石・土・砂類	1石類	2土類	3砂類
53アスファルト合材	1合材		
54その他原材料	1セメントほか	2その他	
55鉄・非鉄金属原材料	1金属材料		
56木材	1木材		
57ガラス	1ガラス類		
58畳	1畳類		
59その他建築材料	1建築材料 4その他	2建築消耗	3その他材料
60塗料・溶材	1塗料	2溶材	3その他
61工作物類	1物置	2防災倉庫	3その他
62クリーニング	1一般クリーニング	2医療クリーニング	3その他

業種	細目		
63運送・梱包委託	1運送業務 4運行業務 7その他	2宅配業務 5旅行業務	3引越業務 6梱包業務
64事務機器賃貸借	1事務機器リース 4選挙機器リース	2印刷機器リース 5その他	3情報機器リース
65建物・プレハブ賃貸借	1建物等リース	2その他	
66その他賃貸借	1福祉用品リース 4車両リース 7イベントリース	2医療用品リース 5事務用品リース 8各種レンタル	3清掃用品リース 6機械リース 9その他
67建物・設備保守管理委託	1建物保守管理 4情報システム保守管理 7浄化槽保守管理	2エレベータ保守管理 5消防設備保守管理 8給水設備保守管理	3空調設備保守管理 6無線保守管理 9その他
68建物・設備清掃委託	1建物清掃業務 4その他	2排水設備清掃業務	3公共施設清掃業務
69警備委託	1施設警備 4その他	2雜踏警備	3機械警備
70消毒・害虫駆除	1建物消毒業務	2害虫駆除業務	3その他
71事務委託	1文書配布事務 4各種検査事務 7上下水道事務 10医療事務 13保険業務 16情報サービス事務 19各種調査事務 22労務管理	2印刷・発送事務 5議事録作成事務 8各種研修事務 11翻訳等事務 14情報処理(ハード)事務 17web制作・管理事務 20各種分析業務 23その他	3案内事務 6不動産鑑定等事務 9福祉関連事務 12速記事務 15情報処理(ソフト)事務 18データ入出力事務 21各種計画事務
72労働者派遣委託	1各種研修 4その他	2ALT	3各種事務
73その他委託	1映像制作業務 4カウンセリング業務 7音響・照明業務 10航空撮影業務 13一般廃棄物処理業務 16車両等解体業務	2給食業務 5福祉関連業務 8文化財関連業務 11施設運営業務 14産業廃棄物処理業務 17犬猫引取及び火葬処分業務	3医療業務 6イベント・講演会業務 9指定ゴミ袋制作業務 12飲食売店業務 15火葬等業務 18その他
74不用品回収	1不用品回収	2その他	
75その他			

各業種の希望該当細目が全ての場合、業種のみ「〇」を付けてください。

各項目の「その他」を希望する場合、具体的な内容を別紙で添付してください。

(パンフレットなど、分かる資料でも構いません)

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

磐田市長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

### 記

1. 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
2. 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
3. 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
4. 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為等を受けた場合は、磐田市長に報告し、警察に通報します。
5. 上記1から4までに反する場合の本契約の解除等、市が行う一切の措置について異議の申立て、また、本契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

### 物品製造等參加(提出)登錄名簿

1木工家具類

## 1 一般家具類

様式第5号

## 物品製造等見積参加（提出）登録 変更・廃止届

磐田市長様

年 月 日

物品製造等見積参加（提出）登録について、変更・廃止届を提出します。

住所又は所在地	〒
ふりがな	
商号又は名称	
ふりがな	
代表者職・氏名	
電話番号	
FAX番号	

※上記の記載事項は、変更後の情報として下さい。

### 1 変更事項

番号	変更前	変更後	変更年月日
1			
2			
3			
4			

※会社の住所、会社名、代表者を変更される場合は、（法人）登記簿謄本の写し（個人）代表者の身分証明書を提出して下さい。